

「北海道地域貢献活動指針」(改訂案)及び「北海道地域商業活性化方策(第3期)」(案)についてのパブリックコメント実施結果概要

令和5年1月18日  
経済部地域経済局中小企業課

1 概要

- (1) 「北海道地域貢献活動指針」の改訂及び、「北海道地域商業活性化方策(第3期)」の策定にあたり、広く道民の皆様から意見を伺うためパブリックコメントを実施。
- (2) 道のホームページによる告知、本庁及び(総合)振興局の行政情報コーナーにおいて関連資料の閲覧等を実施。
- (3) 道内179市町村、国の機関、スーパー・小売店等の関係団体、経済団体等に対し、意見照会及び所属会員等への周知依頼を実施。

2 意見募集期間

令和4年(2022年)11月30日(水)から令和5年(2023年)1月4日(水)(36日間)

3 提出状況

区分	提出者数	延べ意見数
個人からの提出	1人	8件
団体からの提出	1団体	3件
合計	-	11件

4 意見の反映状況

(単位:件)

区分		延べ意見数		
		指針	方策	小計
対応区分	A 意見を受けて案を修正したもの	1	0	1
	B 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	3	1	4
	C 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	4	1	5
	D 案に取り入れなかったもの	1	0	1
	E 案の内容についての質問等	0	0	0
合計		9	2	11

## 5 パブリックコメントの意見一覧

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方	反映状況
1	<p>「北海道地域貢献活動指針」8 ページ</p> <p>⑤ 行政との連携による各種相談窓口の設置の協力</p> <p>道庁や各市町村役場からの行政用語が連なる案内文書をわかりやすい言葉で説明できる相談員と、住所、氏名、生年月日以外は代筆させる等の支援体制が必要。また、個人情報の保護と相談員の守秘義務を毎年繰り返し、道庁や各市町村役所の方から周知・指導させる。</p>	<p>各種相談窓口の設置協力については、事業者等の皆様が自治体など行政側の求めに協力し、店舗内のイベントスペースの一部を貸し出すものです。</p> <p>いただいたご意見については、相談窓口を設置・運営する行政等に向けられたものと考えますが、関係部局にも共有の上、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。</p>	C
2	<p>「北海道地域貢献活動指針」10 ページ</p> <p>(1) 地域や道内からの雇用の促進と安定的雇用の確保</p> <p>後期高齢者は雇用の促進から除外すべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、雇用に関わる関係法令に基づき、雇用主である事業者等の皆様において、適切に対応されるものと考えます。</p>	D
3	<p>「北海道地域貢献活動指針」12 ページ</p> <p>(1) 市町村等の取組への協力</p> <p>連合町内会のスポーツ大会は、役員の負担が重すぎて縮小に向かっている。高齢者でも参加しやすく役員の負担も軽いものに留めるべきである。</p> <p>商店街では、昼間 10 時～18 時まで自転車通行禁止としているにも関わらず自転車走行が横行している。商店街の各入口に自転車が入って来られないよう自転車防護柵を設置する。車椅子は通れる形がよい。</p>	<p>地域貢献活動は、事業者、小売事業施設設置者、商店街組織や商工関係団体の皆さんが地域の声を聴きながら、独自に判断し実施するものです。</p> <p>いただいたご意見については、関係部局にも共有の上、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。</p>	C
4	<p>「北海道地域貢献活動指針」12 ページ</p> <p>(4) 観光振興の取組</p> <p>多言語表示は、飲食店のメニュー表を整えるだけで十分である。</p>	<p>多言語表示には、飲食店のメニュー表の整備も含まれております。</p> <p>今後とも外国人観光客が快適に観光できる環境整備に配慮してまいります。</p>	B
5	<p>「北海道地域貢献活動指針」14 ページ</p> <p>(3) エネルギー対策の実施</p> <p>太陽光発電パネルは冬季に積雪で使えず、雪の凍結や雹で破損しやすい。LED 照明は、眼に悪影響があり、商店街の店員の視力低下を引き起こす。</p>	<p>今後の取組にあたっては、関係部局にも共有の上、いただいたご意見のような懸念の声があることについても留意してまいります。</p>	C
6	<p>「北海道地域貢献活動指針」14 ページ</p> <p>(3) エネルギー対策の実施</p> <p>強風で太陽光パネルが飛散し、商店街周辺を歩く歩行者を殺傷し、周辺の建物や車に被害を及ぼすので、「太陽光発電などの再生可能エネルギー設備や」の部分は削除すべきである。</p>	<p>今後の取組にあたっては、関係部局にも共有の上、いただいたご意見のような懸念の声があることについても留意してまいります。</p>	C

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方	反映状況
7	<p>「北海道地域貢献活動指針」14 ページ (4) 地球温暖化対策の実施</p> <p>市街地に数多く設置されている、清涼飲料水の自販機は、電気の無駄遣いであるため、設置数を大幅に減らすべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、自動販売機の電力削減が地球温暖化対策にも資するとの趣旨であると考えられることから、「(3) エネルギー対策の実施」において、再生可能エネルギーの活用と省エネ設備更新に努めていただくよう以下の文言を追加・修正します。</p> <p>「北海道地域貢献活動指針」14 ページ (3) エネルギー対策の実施 (前略) 太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギーに対応したエアコン、LED照明等への更新など、エネルギー対策の実施に努めてください。</p>	A
8	<p>「北海道地域商業活性化方策」 目指す姿 2 道民生活の安定 具体的な展開方策 デジタル化への対応 (1)</p> <p>マイナポイントの活用は、各商店がマイナンバーの管理に重い出費と負担を余儀なくされ、商品の値上げにつながる。</p>	<p>「デジタル化への対応」については、消費者の利便性向上の観点からクレジットカードやQRコード決済などの普及促進を図ろうとするものです。</p> <p>今後の取組にあたっては、関係部局にも共有の上、いただいたご意見のような懸念の声があることについても留意してまいります。</p>	C
9	<p>「北海道地域貢献活動指針」7 ページ (1) 地域団体・組織への加入</p> <p>商工会議所や商工会に比して商店街振興組織への加入は低調な状況にあることから、危機感を持っているところであり、更に積極的な加入について強調した表現に改まったことで、改善を期待している。</p>	<p>商店街組織への加入促進に向けては、今回の改訂案では、より積極的な加入を促す方向で修文を行っています。</p> <p>今後とも、商店街組織の強化に向け関係機関との連携を進めてまいります。</p>	B
10	<p>「北海道地域貢献活動指針」14 ページ (3) エネルギー対策の実施 (4) 地球温暖化対策の実施</p> <p>エネルギー対策及び地球温暖化対策の実施を促進することは、ゼロカーボン北海道の実現を目指す北海道として、推進を図るために適切な改訂と受けとめる。</p>	<p>今回の改訂では、再生可能エネルギーの活用や地球温暖化対策としてゼロカーボン北海道の実現に向けた対策を盛り込んでいます。</p> <p>いただいたご意見については、関係部局にも共有の上、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。</p>	B
11	<p>「北海道地域商業活性化方策」 目指す姿 1 地域商業、地域経済の活性化 具体的な展開方策 集客・売上の回復・確保 商店街のリノベーション</p> <p>目指す姿 2 道民生活の安定 具体的な展開方策 デジタル化への対応</p> <p>今後、脱炭素化やデジタル化への取組が広がり加速する中で「商店街のリノベーション」や「デジタル化への対応」といった記述が新たに盛り込まれており、大型店と地元事業者との連携や観光客などの商店街への来街誘導等に取り組む中で、時宜を得たものと受けとめる。</p>	<p>今回の策定にあたっては、脱炭素化の推進やデジタル化の進展といった課題に対応するため方策に盛り込んでいます。</p> <p>いただいたご意見については、関係部局にも共有の上、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。</p>	B